

2013

総務常任委員会記録

議会 閉会中

平成25年2月8日(金曜日) 開議

平成25年2月8日(金曜日) 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

平成 25 年 2 月 8 日 (金)
メルトタワー 2 1 2 階大会議室
開議 午後 2 時 0 0 分
散会 午後 2 時 5 2 分

日 程	番 号	件 名	結 果
1	報 告 事 項	広域連合の運営に関する事項 1 広域連携調査研究項目について 2 可燃性ガス缶の収集・処理に係るワーキンググループの検討報告について 3 総合行政システムの障害について 4 訴訟経過及び西胆振環境(株)への経営支援について	

○出席委員(13名)

委員長 我妻 静 夫

委員 七戸 輝彦 小松 晃 森 太郎

山田 秀人 村井 洋一 早坂 博

細川 昭広 山田 新一 米田 登美子

滝谷 昇 篠原 一寿 寺島 徹

○欠席委員(1名)

副委員長 長内 伸一

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

木	村	事務局長
山	本	総務課長
加	納	総務課主幹
佐	久間	共同電算室主幹

総務常任委員会記録

平成25年2月8日(金曜日)

午後 2時00分 開議

○我妻委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

なお、本日は長内副委員長から欠席する旨連絡を受けております。

審査に入ります前に、新たに選任されました委員の御紹介をいたします。

まず、豊浦町議会から、改選に伴い、西いぶり広域連合議会議員として選出されました村井 洋一議員でございます。

○村井委員 村井でございます。よろしくお願いいたします。

○我妻委員長 次に、同じく豊浦町議会から選出されました山田 秀人議員です。

○山田(秀)委員 山田 秀人でございます。よろしくお願いいたします。

○我妻委員長 次に、登別市議会から、辻 弘之議員の辞職に伴いまして西いぶり広域連合議会議員として選出されました米田 登美子議員です。

○米田委員 登別市議会総務・教育委員会の委員長をさせていただいております米田です。よろしくお願いいたします。

○我妻委員長 お三方におかれましては、よろしくお願いいたします。

なお、正式には20日の定例会でそれぞれ自己紹介をいただくことになっておりますけれども、きょうは総務常任委員会でございますので、それぞれみんなで自己紹介をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

細川委員のほうから。

○細川委員 室蘭選出の細川 昭広でございます。よろしくお願いいたします。

○早坂委員 室蘭市議会の早坂でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○村井委員 以前は委員会の立場でこの場に出させていただきました。昨年議員の改選によりまして議長という要職につくことになったわけでございます。いずれにしましても、西いぶり広域連合の今まで果たしてきた役割は大変な役割を担ってきたなというふうに思っています。また、皆さん御存じのとおり、各地方自治体も非常に財政的に厳しいものがございます。今後ともますます厳しさが増すのでないのかなと。交付税のこともありまして、これから流動的な部分もあります。そういった中で、単体ではなかなか難しい。そういう意味では、広域連合の果たしてきた役割、また今後とも非常に大事な役割、各市民、また町民の皆様には本当になくてはならない西いぶり広域連合という形でこれからも発展していかなければならないというふうに思っております。私たち豊浦2人ここに出させていただきますけれども、いずれにしてもこれから地域のため、西胆振のために精いっぱい努めていく覚悟を新たにしているところでございます。いずれにしても、これから皆様の諸先輩方々の御指導、御鞭撻をいただきながら負託に応えていきたいというふうに思っています。今後ともよろしくお願いいたします。

○山田(秀)委員 昨年3月までは行政側の職員として勤務して、ようやく定年退職を迎えました。4月になってから、新たに議員をやってくれということで、本来は孫の世話をしながらいこうかなと思っていたやさきでありまして、だんだん外堀を埋められてまいりまして、このように皆さんとともに活動することになりました。今後とも広域行政、重要なところであります。よろしく願いいたします。

○七戸委員 洞爺湖町の七戸でございます。よろしく願いいたします。

○小松委員 同じく洞爺湖町から来ました小松といたします。町では総務常任委員長をやっております。

○寺島委員 伊達市議会議長をやっております寺島でございます。よろしく願いします。

○滝谷委員 同じく伊達の滝谷でございます。よろしく願いいたします。

○篠原委員 同じく伊達の篠原です。よろしく願いいたします。

○米田委員 議員としてはまだ2期目です。こう見ると議員の中では紅一点、年をとってもいいものだなと思って今見ていました。特別扱いしてください。よろしく願いします。

○山田(新)委員 登別の副議長をしております山田でございます。よろしく願いします。

○森委員 壮瞥町の森でございます。よろしく願いいたします。

○我妻委員長 室蘭市議会の我妻です。よろしく願いします。

それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項につきまして理事者の報告を一括して求めます。

○木村事務局長 本日は、広域連合の運営に関します4件の報告事項につきまして御説明を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

説明につきましては、報告事項1の平成24年度広域連携調査研究項目については山本総務課長から、2番目の可燃性ガス缶の収集・処理に係るワーキンググループの検討報告については加納主幹から、3番目の総合行政システムの障害については佐久間主幹から、4番目の訴訟経過及び西胆振環境株式会社への経営支援については私から行いますので、よろしく願い申し上げます。

○山本総務課長 それでは、1点目の広域連携調査研究項目について、資料1をもとに御説明申し上げます。

項目といたしましては、1番、介護保険事務から2番目、国民健康保険事務、3番目、生活保護事務でございます。これ一括説明させていただきます。この3項目につきましては、昨年8月の総務常任委員会におきまして、事務手続がおくれており、今後それぞれの担当との会議を開催し、結論が出てから改めて諮ってまいりたいという説明をさせていただきました3項目でございます。当時は、この表の右側にございます今後の取り組みという欄には項目削除予定とさせていただいた項目でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと存じます。ここからは主な理由について御説明させていただきます。別紙2ページ目の介護保険事務につきましては、広域化により審査件数

などをふやしても経費節減につながらなかったこと。次に、3ページ目をごらんいただきたいと存じます。3ページ目の国民健康保険のレセプト点検についてでございます。これにつきましては、国保連合会のレセプト電子化によるオンライン化に伴いまして、電子データにつきましては国保連合会が管理し、国保連合会から提供された端末で処理することとなること。次に、4ページ目をごらんいただきたいと思っております。生活保護事務のレセプト点検につきましても、診療報酬支払基金とのオンライン化に伴いまして機器整備が補助対象となったことなど、それぞれスケールメリットを見出すことができなく、各町の合意が得られましたので、今回改めまして項目の欄、削除とさせていただきます。

次の番、火葬場の改修につきましては、一番最後に資料ついております。6ページ目です。そちらをごらんいただきたいと存じます。火葬場広域化調査研究状況についてでございます。1の建設場所につきましては、ごらんの3カ所で検討してまいりました。初めの室蘭神代火葬場敷地内は、水道の布設の必要性について検討が必要ではあるが、2階建てとすることで運営と並行した建設が可能であると室蘭市建築課に確認しているところでございます。次の2番目、伊達館山火葬場敷地内についてでございます。敷地を左右に分断する国有地があることや国道からの進入路が狭く、拡幅工事に多額の費用がかかることなど、多くの課題がございます。最後の広域連合の遊休地、これは国道を挟んだデータセンターの奥の土地でございます。面積や形状などの関係で隣接地の購入や近隣に住宅、水田があることなど、建設場所としては難しいこととなっております。以上のことから、今後室蘭神代火葬場敷地内を建設予定地として協議を進めることとなっております。

次に、2番の建設規模についてでございますが、建築面積の推計に当たりましては、火葬炉の必要設置数を将来の火葬件数などを推計して7基と試算してございます。延べ床面積につきましては、炉の数が同じであります苫小牧市の火葬場の2,500平米程度としてございます。

次の3番、建設費についてでございますが、広域化により各市町とも建設費のスケールメリットはございますが、伊達市におきましては合併特例債を活用することが条件となっております。

次の4番、管理運営費についてでございます。現在の3市町の管理運営費と比較いたしまして、延べ床面積がふえることにより燃料費等が増加するものと考えられておまして、今後さらなる調査研究を行うこととなっております。

次に、また資料の1ページに戻っていただきたいと存じます。の消防事務、消防の広域化についてでございます。昨年12月25日の市町協議会におきまして、西胆振消防の職員は広域連合に移行、室蘭、登別消防の職員は当分の間派遣方式として一定程度の合意が得られましたが、職員数の増員については見直すこととなっております。また、通信指令台の一本化についても合意が得られましたが、時期については登別、西胆振の指令台の延命化の可能性を含め、検討が必要となったところでございます。

以上です。

○加納総務課主幹 それでは次に、可燃性ガス缶の収集・処理に係るワーキンググループの検討報告について、資料2で御説明いたします。

1、経緯ですが、平成23年2月のメルタワーでの火災を機に、可燃性ガス缶の収集及び処理に係る課題の検討を目的にワーキンググループを設置しておりますが、方向性をまとめましたことから、報告を行うものであります。

2、検討経過でございますが、2回の会議を開催し、その間収集業者を含む構成市町の意向調査を行っております。別収集することで火災防止につながるの考えから、可燃性ガス缶を不燃ごみあるいは資源ごみの収集日にほかのごみと分けて出してもらう別収集についての検討を行っております。(1)別収集の可否ですが、別収集は可能とのことではありますが、(2)収集日については、中身の確認が容易なので、資源ごみのほうがよい。資源ごみで収集した場合、中身確認の手間がふえるため、不燃ごみのほうがよいなどといった意見。(3)穴あけされていなかった場合にその確認作業や穴あけをどの時点で行うのがいいかについては、受け入れ側、収集側と双方の意見ございましたが、受け入れ側で場所を用意すれば収集側で行うなどといった意見も出ております。次に、(4)別収集の課題として、経費の問題、作業場所の問題などがあり、(5)その他として、車両火災のほとんどは室蘭市で発生しているため、発生していない町で急に収集方法を変更する場合の住民説明への懸念、穴あけ、使い切りの住民周知が入り口で、それから分別、それでだめなら施設で対策ではないかななどの意見も出されました。

3の結論としまして、別収集するには課題があり、まずは速やかに開始できる住民周知の強化に力を入れるべきであり、それで火災が減れば別収集は不要となる。住民周知の強化では、ホームページ上で政府広報を活用するなど経費をかけずに行う取り組みに工夫の余地があると考えられるため、平成25年度は西胆振全体で住民周知の強化に取り組むこととする。一方で、この周知による効果が上がらない場合も考慮しまして、別収集を行うことを視野に今後も住民周知の強化と並行して別収集における課題などの検討も継続していくこととしました。

なお、施設側の火災防止策としましては、散水装置を既に増設しております。また、参考に収集車の火災発生件数などの表をつけております。

以上でございます。

○佐久間共同電算室主幹 続きまして、総合行政システムの障害につきまして、資料3で御説明いたします。

今回の障害では住民の皆様にも多大な御迷惑かけまして、大変申しわけございませんでした。

それでは、まず障害の範囲ですが、4市町の総合行政システム、それと総合行政システムを入り口としているシステム、戸籍システムを除くほぼ全てのシステムとなっております。

発生の日時でございますけれども、平成25年1月17日16時ごろから22時40分

ごろまでの約6時間40分という大変長い時間となっております。

次に、現象でございますけれども、総合行政システムで出力しています住民票、印鑑証明などのオンライン帳票と言われている帳票が出力できなくなるという事象、さらに総合行政システムそのものが使用できなくなった。断続的とはいえ、全面停止という状況になってございます。

原因につきましては、3ページ目の絵をごらんいただきたいのですが、左下にありますSANストレージと書かれている個人情報を含めたデータを格納している装置がございまして、ここにありますコントローラーA、コントローラーBという装置がログの解析から15時57分に同時に再起動されたということです。再起動に伴いまして、その1段上にあります帳票作成用の各サーバーとの接続が切れましてデータの読み込みができなくなるという状態になりまして、帳票が作成できなくなったということでございます。また、これら帳票の作成用サーバーと連携しておりますオンラインそのものを提供しておりますサーバーも機能停止ということになりまして、オンラインが使用できなくなるという状態となっております。

1ページ目に戻っていただきまして、当日の復旧措置になりますけれども、装置とサーバーの接続が切れたという障害が特定できましたことから、再接続を行いまして障害を受けたサーバーの起動を行っております。この時点で大体20時20分ごろになりますけれども、暫定的ではありますが、全システム復旧できているという状態になります。しかし、システム全体が不安定ということもありまして、翌日の業務に影響がないということを確認するため、総合行政システム用に使用していますサーバー類32台ございまして、これら全てを再起動いたしまして業務の確認及び一部復旧作業ということを行いまして、最終的に確認とれたのが22時40分ごろというふうになっております。

次に、障害による影響でございますけれども、主に窓口ということになりますけれども、室蘭市で31件、登別市で27件、伊達市で14件、壮瞥町で8件、合計80件という影響が出ておりまして、特に登別市におきましては、窓口延長の日ということもあって影響が大きかったものと考えております。

次の2ページ目をごらんいただきたいと思っております。今後の対応でございますけれども、今回の事象につきましては製造メーカーから技術情報という形で販売会社並びにホームページ上で情報開示はされておりましたけれども、結果的に我々、また運用委託している会社のほうに情報が入ってこなかったということで対応におくれが生じております。その辺踏まえまして、技術情報の共有のあり方について製造メーカー、あと運用委託先、それと我々の三者で協議をする場を持ち、同様の事象が発生しないよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村事務局長 それでは、4番目の訴訟経過及び西胆振環境株式会社への経営支援について御説明いたします。

最初に、訴訟の経過でございますけれども、資料4-1をごらんください。6月の提訴後7月30日に第1回口頭弁論が開かれまして、その後9月24日、11月5日、12月17日と3回の弁論準備手続が開催されております。開催された中で私たちの主張と被告の主張がかみ合わないものですから、裁判長の指揮によりまして、当初は平成21年3月に締結した覚書の無効確認を求めるという請求の趣旨でございましたが、三井造船及び日本製鋼所はメルタワーについて修補義務が存在することを確認するという趣旨に変更しております。趣旨は変更いたしました、増大した保守管理費用の負担のあり方を裁判所という第三者機関を通して解決を図ろうとしている提訴の目的に変更はございません。12月17日の弁論準備手続におきましては、被告から広域連合が主張する修補必要箇所について性能保証のどこに該当するのか明らかにしてほしいなどと要求がありましたので、次回の2月15日に開かれる弁論準備手続では、全ての修補義務箇所について性能保証のどこに該当する欠陥があるのかを具体的に説明することは難しいので、立証が可能なメイン設備のふぐあいについて立証し、そのふぐあいがメルタワー全てに及ぶという主張をしていく予定でございます。

次に、西胆振環境株式会社への支援についてでございますが、資料4-2をごらんください。訴訟継続中も住民の生活環境維持のために、メルタワーの運転をとめることはできません。平成25年度からは株主による支援がなくなることから、西胆振環境株式会社が行う一般廃棄物処理事業に支障が出ないように、毎年度の資金不足額につきましては広域連合が2市3町の負担により西胆振環境株式会社に貸し付けを行い、一般廃棄物処理事業を継続してまいります。貸し付けの方法をとりました理由といたしましては、裁判の結果によりましては平成13年1月に締結いたしました委託契約の更改を行いまして、それまでの負担額と比較しまして精算が必要になりますので、精算がしやすい方法として貸付金としたところでございます。貸し付けの時期につきましては、不足額がほぼ確定する2月末の見込みをもとに年度末の3月に、平成25年度分で申しますと来年の26年3月に貸し付けを行うということになります。西胆振環境にその間に資金ショートが生じた場合については、株主が負担するということになっております。また、貸付金の償還、全体の償還につきましては、裁判によりまして負担割合の合意がつくまで猶予することとしております。

以上でございます。

○我妻委員長 4点の審査事項についてそれぞれ報告がございました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○寺島委員 火葬場の関係なのですが、炉を7基ということで設計をした。そのもとになるのが将来の火葬件数ということですが、将来の火葬件数の算出です。ということは、現在3市町で炉が11基、もちろん利用頻度はそれぞれ違うのしょうけれども、それが4基減るということになるわけですが、その辺の算出方法、その辺について示していただきたいと思っております。

○山本総務課長 それでは、将来の火葬炉の設置数を7基とした内容でございます。

初めに、2市1町の過去5年間の死亡者数及び火葬件数を調査してございます。それで、2市1町の合計でございます。過去5年間、平成19年～23年まで5年間であります。そうしますと、死亡者数は年平均でいいますと1,697.6人、それに対します火葬件数でございます。1,906.4件でございます。1日平均、大体稼働日数が1年間303日ございますので、それを割り返しますと1日当たりの火葬件数が6.29件ということになります。これをベースにして、将来の死亡者数、それに伴います火葬件数を推計してございます。その推計に当たりましては、死亡者数については厚生労働省に設置しております国立の政策研究機関でございます国立社会保障・人口問題研究所の日本の市町村別将来推計人口、これは平成20年12月の推計値でございます。それをもとに、将来の一番多く死亡する年を一応目安とした火葬件数を割り出しております。そうしますと、2市1町で一番死亡者数が増える予定の年でございます平成37年ごろ、西暦でいいますと2025年ごろでございます。それが死亡者数、2市1町の合計が1,944人ということになってございます。これをもとに火葬件数を割り出しております。それで、死亡者数と火葬件数の割合が約1.12倍になりますので、それを掛けまして2,177件という想定をしております。これが将来的、今後のアッパーの人数ということで想定してございます。それを1日平均にしますと7.18件ということになります。

この7.18件をもとに、1日で火葬できる件数のアッパーといいますが、どの程度処理できれば対応できるのかという数字をはじくわけなのですが、はじく上においてはNPO法人の日本環境斎苑協会の炉の件数を求めるマニュアルというものがございます。それは何かといえますと、例えば一番多い、2市1町で1日20件ありましたよとなっても、その20件に対応した炉を設置しますと過剰な炉、要するに過剰な設置数ということも考えられますので、一番多い件数から大体5%を引いた件数を求めることになってございます。それが1日当たり11件ということになります。そうしますと、先ほどの6.29で割り返しますと1.75倍ということになります。平均が6.29、平均でございますので、さらにもうちょっと上の数字を求めるのですけれども、それが1.75倍ということになります。それをもとに、先ほどの将来の火葬件数7.18件に1.75を掛けます。それで求めるのが12.565件ということになります。ただし、1炉当たりの稼働件数、1炉当たり1日で何回稼働するのかということなのですけれども、それは今の火葬炉の性能からして大体2回転ということになりますので、それを逆に2回転を割ると平均で6.29ということで、切り上げて7炉ということに推計したところでございます。説明が複雑で大変申しわけないのですけれども、そのような計算をしているということで御承知おき願いたいと思います。

○寺島委員 ちなみに、苦小牧と同じなのですが、苦小牧の状況というのは同じような算出でされているのですか。7基ということは、1基は予備の感じになりますよね、感じとしては。フル稼働でなかなかいけない部分あるはずですから、大体は1基は予備的なこと

で考えて、どうするかということでの検討になると思うのですが、苦小牧と同じにしたということが出ておりますけれども、その辺は苦小牧の状況というのは調べてあるのですか。

○山本総務課長 苦小牧の状況でございますが、苦小牧市さんがどのような推計値で7基にしたところまではちょっと調べてございません。ただ、先ほど予備炉の話がございました。それで、苦小牧市さんの場合は7基があって、もう一基、ちょっと小型の産わい炉というか、身体の一部を焼くような炉があります。それを設置して8基ということなのですけれども、実際には苦小牧市は予備炉1基を設けているわけではございません。それで、推計値で6.28炉ということで先ほど申し上げましたが、それで7基にしていますので、数値的にも予備炉1基プラスということには今のところは考えていないところでございます。

○寺島委員 できれば細かい算出の資料をお願いしたいなということが1点です。

それと、伊達の現状の火葬場の状況というのは、胆振西部の豊浦町さん、洞爺湖町さん、壮瞥町さんの方々が伊達の葬儀場で葬儀を行った場合は伊達の火葬場に来るということが非常に多いわけです。その辺でこの算出するときにはどういう見方をしているのかなというのがちょっと疑問だったものですから、今回火葬場の関係は豊浦町さんと洞爺湖町さんは入らないというのが前提になっていますよね、そうなるこの算定がきちっとそういうことを加味された上でのことなのか、その辺がどうなのかということも、算定の中でそういうことの現状を考えての算定をされているのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○山本総務課長 先ほど平成19年～23年の5カ年の死亡者数及び火葬件数を調べましたということでお答えさせていただきました。そうしますと、当然伊達市さんにかかわらず、室蘭市も、壮瞥町さんもそうですけれども、死亡された方を必ずその町で火葬するとは限らないわけです。それで、先ほど過去のデータの火葬件数の中には伊達市さんの火葬場で火葬した洞爺湖町さんだとか、それから壮瞥町さん、結構多いものですから、そういう方々も入った件数になっております。そうしますと、室蘭で死亡者数に対する火葬件数が1.1倍、それに対しまして伊達市さんはやっぱり多くなっていて1.25倍なのです。だから、1.4ポイント程度ほかの町から来て、当然斎場の関係に起因しているのかなと思いますが、それで多くなっていますので、それも含めたベースとして試算しておりますので、入ってございます。

○我妻委員長 それでは、請求がありましたので、資料の提出はよろしいですか。

○山本総務課長 はい。

○我妻委員長 では、よろしく申し上げます。

○米田委員 広域消防の件なのでございますけれども、この文書を見ますと当面の間派遣方式で合意が得られたとなっておりますけれども、これは国や道では派遣方式は好ましくないという見解を示していますけれども、これはどのように持っていられるのかということがお話し合いになられたのかどうか、まず1点聞きたいと思います。

○木村事務局長 今後広域化に当たりまして、職員の派遣の問題でございますけれども、職員を移行いたしました場合、今、室蘭の例でいいますと都市共済組合、それから退職組合は自分のところで手当てしているところでございますけれども、全部が広域連合にもし移行したとしますと退職年金組合に加入しなければいけないということになります。そうしますと室蘭市の場合は財政負担が多くなりますものですから、それについてはちょっと難しいと、これは登別も同様でございます。そういうことがございまして、当面は派遣ということでもっていくということ。それから、西胆振消防組合につきましては、今現在消防組合ですので、そこでもって採用しています。それで、派遣すべき母体がございませんので、広域化した場合は西いぶり広域連合の職員とならざるを得ないということもございますので、そのまま移行ということになります。国のほうで派遣を認めていないということでございますけれども、広域化している中には派遣でやっているところもございまして、別にその辺の支障はないというふうに感じています。

以上です。

○米田委員 大体見込みとしては暫定措置だと思うのですが、派遣時期を2年くらい見込んでいるとか、何年くらいという、そのような見込みとかは話し合われているのでしょうか。

○木村事務局長 現在のところは当面の間ということでもって、全員が広域連合に移行する時期というのは決めておりません。

以上でございます。

○米田委員 あと、指令台のことについてなのですが、これは登別、西胆振で指令台の延命化の可能性も含めて検討となっていますけれども、聞くところによると指令台の機能がそれぞれまちまちだということであるのですが、仮に延命したとしても同じような機能を持っていなければ指令台の機能が広域化されるということは意味がないと聞いておりますので、延命化が果たして広域の中にそぐうのかどうかということと、それで延命化を図って支障がないのかということをお聞きしたいのですが。

○木村事務局長 今のところ西胆振、それから登別、室蘭、それぞれ指令台別でございます。それぞれの耐用年数といえますか、期限が切れる時期も違います。西胆振消防組合は大体25年ぐらい、今のところ普通であれば切れる状態。それから、登別も26年ぐらいでもって終わりという状況になっています。それで、室蘭が大体平成28年度に更新を考えている。そろそろ更新を考える時期なのですけれども、それらをいつまで延命できるかによりまして共同の時期は変わってくると思います。また、そのつなぎ込みが可能で機種を一緒にできるかということでございますけれども、それについては通信部会、警防部会でもって協議いたしまして、それは可能というふうなことで部会のほうでの結論は出ております。

以上でございます。

○米田委員 あと、消防の広域化となると、そこに3市3町いますけれども、再配置をし

て、必要というものを各人口割なんかで負担割合というのを考えていくわけですけれども、今有珠の善光寺さんから向こう側は光ファイバーが通っていないということで、それらのことも広域後に検討となるとそれぞれの負担割合とかということではいろいろ問題も起きてくると思うのですけれども、そこら辺の考え方ということも話し合われているのでしょうか。

○木村事務局長 広域化するというのが西いぶり広域連合の3市3町というか、3本部の間で決まっているわけではございません。今はまだ調査研究の段階でございますので、それらにつきましてのある程度の一定の方向性が出た段階でもって、広域化する、しないということが決まりましたら、光配線の話、それから指令台の統合の話等も含めましてもっと煮詰めた論議をしていく必要がある。今は、まだ調査研究の段階でございます。

○細川委員 それでは、私のほうから平成24年の可燃性ガス缶の収集・処理に係るワーキンググループ検討報告の中で、今ある御報告をいただく中で収集車の火災発生件数、それからメルトタワーでの不燃、粗大ごみの処理施設の火災関係、報告をいただきましたけれども、室蘭市が若干多いということで大変不名誉な報告でございますので、しっかりしていかなければならないなというふうには思っております。そこで、さまざまな検討をされたようでございますけれども、こういう火災等でどのような被害状況、それと修理代含めて、そういうものがかかっているのか、わかればお伺いしたいと思います。

○加納総務課主幹 経緯でお話しさせていただきましたけれども、平成23年2月18日にこちらメルトタワーで火災が発生いたしました。そのときの修理代がたしか1,500万ほどかかっております。また、収集車のほうにつきましては、こちらは各町のほうでの事業になりますので押さえてはおりませんが、火災の規模にもよりますけれども、ひどい場合は直すのにかなりお金がかかるというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○木村事務局長 今の平成23年の火災のときには、それに加えて、この施設の不燃物のところが燃えましたものですから、その期間、たしか2週間ぐらい停止しております。その間不燃物の収集ができません。燃やせませんので、最終処分場のほうに仮置きという、そういう事態も生じております。

○細川委員 今、修理代も含めて結構な金額が出ましたし、施設、それから収集車。できれば、各自治体でどうしたということではなくて、どれだけかかったかということも集約をして、これだけのことがかかりますよと市民にこれから周知をしていくということは、それだけ負担もかかるということですから、しっかりこれは周知する意味でも被害含めてきちっと対応していくことが大事だと思いますけれども、その点についていかがですか。

○木村事務局長 今いろいろなことを含めまして、火災が起きると、先ほど言いましたけれども、ここの施設のときにも不燃物の収集ができなくて市民生活、環境維持に支障を来した。特にごみ収集車というものは、実際に場所に行ってごみを集めるという一番大事なものですから、そういうところも含めまして今後は周知に努めると、衛生維持に努めて

いく必要があると思いますので、周知活動に力を入れていく必要があるものと考えております。

以上です。

○細川委員 しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、市民にもしっかり私どももお話をしていくなり対応していくなり、いろんなことをしていきたいというふうに思っております。

次に、総合行政システムの障害でございます。平成25年1月17日16時ごろから22時40分まで6時間40分、これは決して短い時間の障害ではないというふうに私は思うわけです。特に障害による影響ということで、3市1町、80件、これは窓口業務というふうには言っておりますけれども、窓口業務の具体的にこのようなことだったということと同時に対応。その市町で対応すると思うのです。その対応がどうであったのか。まず、その2つ。

○佐久間共同電算室主幹 80件の内訳でございますけれども、住民に関する特に住民票ですとか印鑑登録証明に関するもので51件、全体で覚えております。税務、課税証明ですとかについては10件という報告を受けております。保健福祉系、国保ですとか介護ですとかの窓口ということで7件。全体で80件。また、対応につきましては、再来庁をお願いした件数で51件ございます。郵送した件数で16件ございます。職員が持参したもので7件。あと、実際に電話での問い合わせで対応できなかったですとか、お金の支払いで納付書が出せなくて手書きで領収したという、その他と分類していますけれども、6件ございました。

以上でございます。

○細川委員 今80件の内訳をお聞きしましたけれども、これは損害が発生をして、例えば80件のうちどうだかわかりませんが、損害が発生をした場合これは損害をどこに住民は求めるといふふうにお考えでしょうか。

○佐久間共同電算室主幹 住民の方から見れば、各役所のほうになるかと思っておりますけれども、最終的には各町側から広域連合側に対しての賠償請求、そこからまた先へ行くとは思うのですけれども、今の運用委託会社でありますRKKコンピューターサービスのほうに契約に基づいての賠償請求という流れは可能かと思っております。

以上です。

○細川委員 賠償請求の流れは可能かということは、それは例えば契約というか、そういうような取り決めはしているということによろしいですか。

○佐久間共同電算室主幹 委託契約のたしか18条だったかと思っておりますけれども、賠償請求についての取り決めはございます。

以上です。

○細川委員 わかりました。いずれにしても、1つは今言った住民が損害を受けるというパターンと行政、先ほどちょっとお話をお聞きをしたら、いろんな手法で市民サービスに

影響のないような対応をしていると、これはたまたま80件ですよ。だけれども、これが相当数がふえるようなことになっていると、広域でやっている各市町がいろんな人件費も含めてさまざまな支出があるわけです。そういった場合の責任の所在を明確にできるものなのか、またしているものなのか、確認したいと思います。

○佐久間共同電算室主幹 責任の所在ということですが、各町に対して共同電算システムを提供する責任というのは広域連合に存在していると思いますので、その辺の責任については私どもにあるというふうに認識しております。

以上です。

○細川委員 先ほどの報告で今後の対応というところもありますけれども、いろいろ今後の対応で書かれていますけれども、ここでは責任が明確になっていないまま、技術情報共有のあり方についてやるというのです。共有のあり方の中にどういうものが含まれているのかなというふうに思うのですけれども、もし損害が市町に発生をして、例えば広域連合に請求をして、広域連合が出しますと、責任をとりますということになるのか、はたまたこういうパターンの場合業務受けている会社がそういうふうに対応するのかということが決まっていなければ、責任の所在。広域連合で受けますよと、広域連合は市町の分担金で運営をしていますよね、出してやっているわけです。そういった意味ではそういうことになりかねないのではないかなと思うのですけれども、その辺の整理は今後していくべきではないですか。

○木村事務局長 先ほど佐久間のほうからも御説明いたしましたけれども、今の流れでいきますと、もう一度言いますと、損害を受けるのは市町です。そして、私たち広域連合は市町に対して提供する義務があるわけですから、市町は広域連合に請求することができます。ただし、契約の中でもって、広域連合とRKKという会社の中ではRKKのミスでもって損害が広域連合に起こった場合RKKに請求できるということは契約書上決まっております。だから、私たちは、今回の事件においても各市町のほうから請求を受けましたら、そしてその損害賠償の請求するときには必ずRKK側に請求をいたします。損害賠償の請求いたします。そして、その費用でもって損害賠償請求を払うこととなりますので、構成市町への負担はないものというふうに考えてございます。その流れは契約上でできているということです。

○細川委員 申しわけございません。私は個人と市町ということで区別をしましたけれども、住民は市町に対して損害賠償を求めて、それを広域連合に求めて、広域連合は委託先に求めるということではできていますよということですね、わかりました。

それでは、このほかに近年室蘭市でも、こういったシステムの障害というわけでもないですけれども、さまざまなトラブルがあったように聞き及んでおりますけれども、そういったヒューマンエラーについても損害が出た場合は今の仕組みでいいということでしょうか。

○佐久間共同電算室主幹 流れに区別はないと考えております。サーバーの機器的な問題

であろうと、システム的な問題であっても流れに変わりはないというふうに認識しております。

以上です。

○細川委員 わかりました。こういう障害、トラブル、ヒューマンエラーもないことを願って、しっかり技術のある会社でございますので、いろんな連携をしながら密にやっていただきたいことをお願いして、終わります。

○我妻委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○我妻委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

なお、ここで、本日の審査事項には入ってございませんけれども、先般委員の皆さんには専決処分を御理解をいただいております内容につきまして、きょうせつかくの総務常任委員会でございますので、11.27の暴風雪で被害に遭った内容について木村局長のほうから説明をしたい旨出ておりますので、説明を受けたいと思います。

○木村事務局長 それでは、11月27日の暴風雪において被害を受けた場所について、まず見やすいところで、皆さんこちらの窓を見ていただきたいと思います。正面がここから見えると思うのですけれども、これのこっちから見て右側の屋根の部分が右側から左側にかけて2枚ほど飛びました。3階に上がってもらえると今、養生している2枚分が見れると思います。大体その費用が310万ぐらい。それと、もう一つ、シャッターというのは、皆さん2階に上がる時階段上がってきたと思うのですけれども、その階段の向こう側がちょうど工場部分になっております。その向こう側のシャッターが3枚とれたということをもって、そこで160万ぐらいでございます。本当は現地見ていただければいいのですけれども、今ちょうど屋根は滑りますし、工場のほうも内側なものですから入れませんけれども、そういう状況でございます。

以上でございます。

○我妻委員長 何か質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○我妻委員長 それでは、これをもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 2時52分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長